

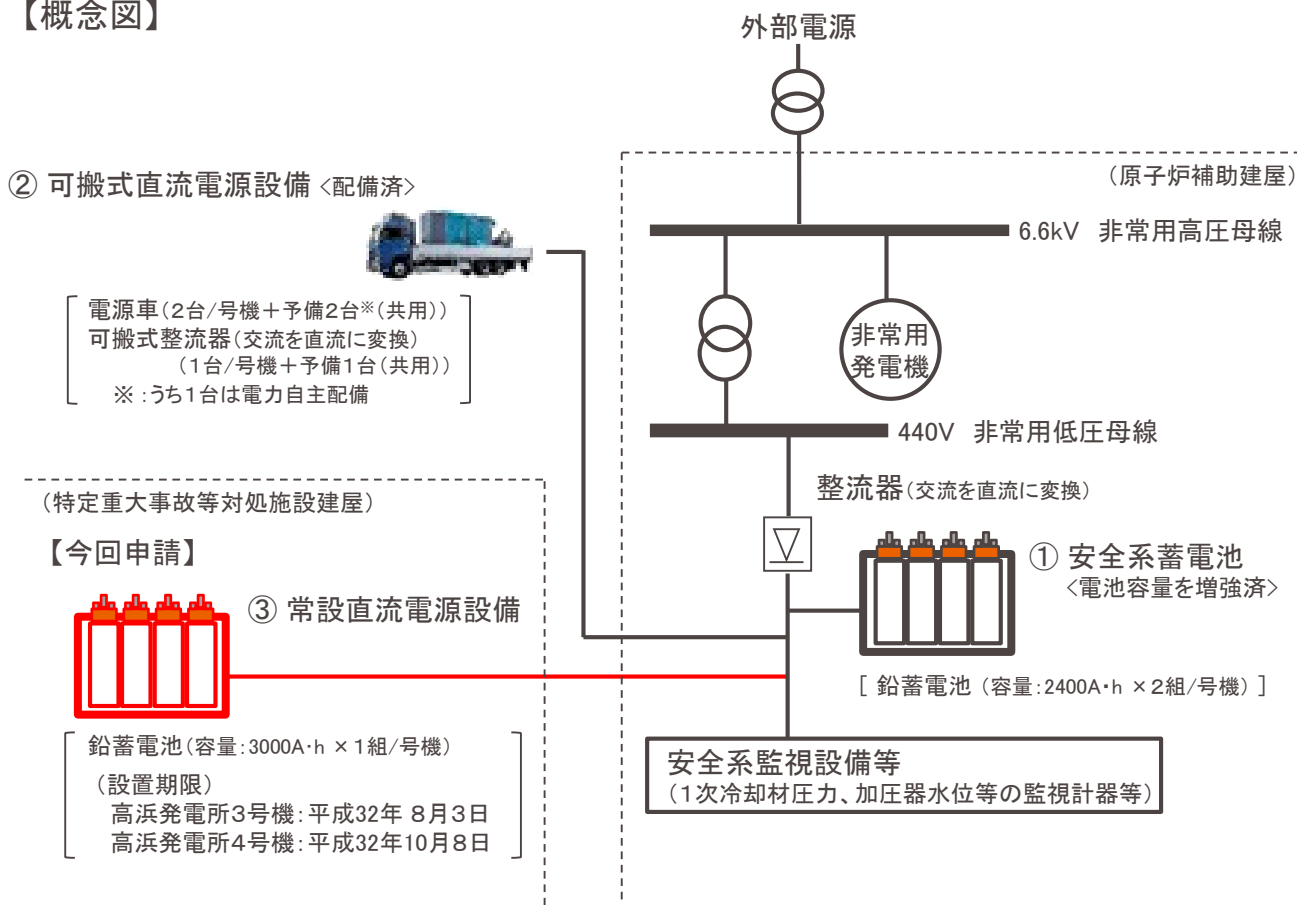
高浜発電所3、4号機の常設直流電源設備設置等について（概要）

1. 高浜発電所3、4号機の常設直流電源設備の設置について

重大事故等の対応に必要な設備に電気の供給を行う、特に高い信頼性を有する常設直流電源設備（3系統目）を設置する。

（ 常設直流電源設備（3系統目）は、本体施設の工事計画認可（高浜発電所3号機：平成27年8月4日、高浜発電所4号機：平成27年10月9日）から5年間の経過措置期間（法定猶予期間）までに設置することが要求されている。

【概念図】



2. 高浜発電所1号機から4号機の緊急時対策所の設置に係る記載内容の適正化について

高浜発電所1号機から4号機の緊急時対策所を設置（平成30年度内運用開始予定）後、高浜発電所3、4号機の緊急時対策所（高浜発電所1、2号機中央制御室下会議室）を撤去する。